4月18日(日)は

大河原町議会議員 一般選挙の投票日です



町の将来を決める大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

立候補予定者説明会	日時	3月19日(金)午後1時30分~
	会場	役場 3 階 大会議室
立候補届事前審査	日時	3月29日(月)午前9時~
	会場	役場 3 階 大会議室
立候補届受付日	日時	4月13日(火)午前8時30分~午後5時
	会場	役場 3 階 大会議室
期日前投票日	日時	4月14日(水)~4月17日(土)
		午前8時30分~午後8時
	会場	役場1階 町民ホール
投票日	日時	4月18日(日) 午前7時~午後7時
	会場	投票所入場券に記載します

公職選挙法が改正され、選挙運動における公費負担の範囲拡大や供託金制度が 町議会議員選挙にも導入されました。

公費負担の範囲が拡大された部分(町議会議員選挙)

【選挙運動用自動車の使用】

- 一般運送契約 一日あたりの上限額 64,500 円
- 一般運送契約以外の契約

選挙運動用自動車の借入れ 一日あたりの上限額 15,800 円

選挙運動用自動車の燃料代

一日あたりの上限額 7,560円

選挙運動用自動車の運転手雇用契約 一日あたりの上限額 12.500 円

【選挙運動用ビラの作成】

• 作成枚数 (上限 1,600 枚) ×7円 51 銭

【選挙運動用ポスターの作成】

• 作成枚数(上限 75 枚)×525 円 6 銭+企画費 155,250 円

供託金制度の導入(町議会議員選挙)

供託金額 150,000円

※得票数が供託金没収点未満の場合は、供託金が没収され公費負担も受けられ ません。(供託金没収点 有効投票総数 ÷ 議員定数×10分の1)

問合先 選挙管理委員会(総務課内)(2階③番窓□) ☎ 0224-53-2111



猫の飼い方。エサやりに気をつけましょう!

最近、「敷地内でフンをされた」、「野良猫にエサを与えている人がいる」といった 苦情が寄せられています。猫の無責任な飼育や野良猫へのエサやりは、ご近所に迷 惑をかけ、近隣トラブルから訴訟問題に発展しているケースもありますので、適切 な飼育を行いましょう。

☆猫を飼うときの注意

- ☆ 家の中で飼うようにしましょう。
- ☆ フンは決まった場所でするようにしつけましょう。
- ☆ 自身が管理できる飼育数に制限しましょう。
- ☆ 飼えない猫を増やさないよう去勢・不妊手術を受けさせましょう。
- ☆ 抜け毛、鳴き声などご近所の迷惑にならないように注意しましょう。
- ★子になっても飼い主の元に帰れるように、迷子札やマイクロチップをつけましょう。 (迷子や災害時の身元確認に備えて、マイクロチップを装着するとより効果的です。)

☆ 野良猫へのエサやり

「自分で猫を飼うことはできないけれど、お腹を空かしていてかわいそう、助けたい。」 と思ったことはありませんか?

お腹を空かしている猫に工サをあげたい気持ちは優しさであり、決して悪いことでは ないと思います。

ですが、猫たちはどうでしょうか?

ご近所の庭で糞尿をしたり、鳴き声がうるさくて迷惑をかけていませんか?

猫たちはご近所の嫌われ者になり、苦情を受けたり、近隣トラブルの原因になっているかもしれません。さらに、エサをもらっている猫は、どんどん元気になり子猫をたくさん産み、その結果、猫の数が増えて密集し、病気をもらったり、事故にあう危険性も高まります。そして、ご近所の方々は、増えてしまった猫の糞尿等で大変お困りです。

エサを与えることで、 かわいそうな猫を増やす ことになっているのでは? エサをあげている 猫たちは、本当に 幸せなのかな?

この機会にもう一度考えてみてはいかがでしょうか? エサを与えるのであれば、他人に迷惑をかけないよう に責任を持ち、猫が天寿を全うするまで面倒をみてあげ てください。



問合先 町民生活課環境衛生係(1階②番窓口) ☎ 0224-53-2114